

学校法人創価大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

学校法人創価大学では、文部科学省から示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）に基づき、本学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針を以下のとおり定めます。

1. 機関内の責任体制の明確化

研究費の不正使用防止対策に関する責任体制を明確化し、学内外に公表します。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

執行管理に関するルールを明確化・統一化するとともに、職務権限を明確化します。行動規範を策定し、コンプライアンス教育・啓発活動を通じ構成員の意識向上を図ります。告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程を整備し、運用の透明化を図ります。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施します。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

研究費の運営・管理においては、経理規程をはじめとする諸規程に基づき適正に執行します。また、不正な取引に関与した業者については、取引停止等に関する規程に基づき、取引停止等の措置を講じます。

5. 情報発信・共有化の推進

法人内での情報共有を推進するとともに、本方針をはじめ公的研究費の不正使用防止に係る取組を学外に公表します。

6. モニタリングの在り方

研究費の適正な運営・管理のため、実効性のあるモニタリング及び監査体制を整備します。内部監査室は監事と連携し内部監査を、不正使用防止計画推進部署はモニタリングを、それぞれ実施します。